

# 郡上市ホームページリニューアル委託業務仕様書

## 1. 業務概要

郡上市（以下「本市」という。）のホームページ及び管理システム（以下「CMS」という。）、それらに関するシステム構築及びシステムの保守管理業務

仕様書番号 公秘第 08-3 号

業務名 郡上市ホームページリニューアル委託業務

履行期間 契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日

（現行ホームページとの切り替えは令和 9 年 3 月 1 日を予定している）

なお、委託業務終了後においても、本業務に係る不具合が生じた場合は無償で改修等の対応を行うこと。

## 2. 業務の目的

郡上市ホームページは、平成 22 年度に現行の CMS システムを導入し運用している（平成 30 年度に CMS のバージョンアップなど一部リニューアルを実施）。この間のインターネット等を巡る環境の変化は大きく、今後もさらなる変化が加速的に進んでいくことが想定されるため、時代の変化に対応できるとともにアクセシビリティにも対応したホームページが求められる。また、スマートフォンでの利用者の割合が多くなり、多様なユーザビリティに配慮するとともに、一方で管理者である本市も運用しやすい必要がある。

これらの状況を踏まえ、本市の情報を効果的に発信できるとともに、利用者と本市の双方が分かりやすく、使いやすく、また状況の変化に応じた対応が可能なホームページを構築する。

## 3. 基本方針

### (1) 必要な情報が簡単に受け取れるシステム

利用者が知りたいときに必要な情報を簡単に取得できるシステムを構築し、災害時などの緊急時にも安定した情報発信ができる環境とすること。

また、現行システムはサイトの構造や階層が複雑化し、必要な情報へのアクセスに手間がかかっているため、サイトの構造や階層を見直し、利用者が情報を探しやすいサイトとすること。

### (2) ページ全体のデザインの最適化

スマートフォンでの利用が主となってきていることを踏まえ、スマートフォンで扱いやすく、また各種デバイスに応じてデザインが最適化される仕組みとすること。

### (3) コンテンツ作成者支援と表記の統一

誰が作成しても表現、表記が統一される仕組みとすること。

リンク切れページやページ公開期間が容易に管理できるように変更し、ページ作成者の職員負担を減らすことができる仕組みとすること。

#### (4) アクセシビリティの向上

日本産業規格「JIS X 8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス第3部：ウェブコンテンツ）」でのレベルAA、「みんなの公共サイト運用モデル」等のアクセシビリティに関する規格の要件を満たすものとする。

#### (5) 拡張性の確保及び柔軟性の高い保守運用対応

運用開始後も機能向上やページ構造の変更が柔軟に実施できるとともに、システムの拡張性を考慮すること。また、受注者はデータのバックアップ、セキュリティパッチの適用等の定期的な保守を実施するとともに機能向上のために対応を行うこと。

### 4. 業務の内容

業務の範囲は下記のとおりとする。なお、記載がない場合でも作業に伴い必要と思われる作業は協議のうえ実施すること。

- (1) 現在のホームページの分析
- (2) 新ホームページの構造設計
- (3) 新ホームページのサイト設計及びトップページほか各ページのデザイン・制作
- (4) テンプレートの設計及び制作
- (5) システム・サーバー環境の構築及び設定
- (6) 現ホームページのコンテンツ移行
- (7) 操作・運用マニュアルの作成及びシステム研修の実施
- (8) ウェブアクセシビリティの向上・準拠
- (9) 岐阜県情報セキュリティクラウドとの接続

### 5. 対象ページ

<https://www.city.gujo.gifu.jp/>配下の全てのページ

### 6. システムの基本的要件

- (1) CMS・WWWサーバー等は、国内にある耐震構造物内に設置のサーバーにて運用されること。また、サーバーは、日本データセンター協会に属する事業者が提供するサービスであること。

#### ①処理要件

職員が利用するコンテンツ更新などの作業やサイト閲覧者がアクセスした際の応答時間としてストレスを感じないよう考慮すること。

#### ②セキュリティ要件

②-1 CMS へのアクセスは原則本市及び受注者の保守拠点からのみに制限すること。ただし、大規模災害時など緊急の場合は接続する端末を限定し、本市以外の場所からもウェブサイトの更新が可能となるようにすること。その際セキュリティには十分配慮すること。

②-2 ホームページの障害や不正アクセスを検知するため、24 時間 365 日有人またはカメラによる監視が行われていること。また、異常を検知した場合は迅速に対応できる環境を整えること。

②-3 セキュリティ対策には万全を期すこと。

(2) 必要な機器・回線は受注者が調達し運用管理を行うこと。

(3) 本市からサーバーにアクセスする際は、一般インターネット回線を使用することとする。またその際は、ID、パスワード認証でログインを行う。

(4) システムへログインする ID は課・グループごとに作成者・承認者に分ける予定とする。同一の ID で複数人がログインはできるようにするが、同一ページの同時編集はできないようにすること。なお、承認フロー・権限設定については、本市と協議のうえ決定すること。

(5) システム導入後も定期的に機能強化を行えるようにすること。

(6) 過去 5 年以内に民間企業等を含めて 5 件以上導入した実績があり、現在も稼働している CMS であること。CMS の機能に関しては、別紙 CMS 要件一覧表を満たすこと。

(7) 大規模災害時等のアクセス集中時にも耐えられるようなコンテンツの仕組みとして、任意の日時又は即時で公開や削除が行えるようにすること。また、システムの利用では特別な知識を必要とせず、簡易な操作で作業・更新ができること、全体の統一感が出るようにすること。

(8) 本市の職員端末から作成・更新・管理作業が行えることとし、原則専用ソフトのインストールが必要ないシステムとすること。

なお、本市の環境は以下のとおり。

項目	内容
OS	Windows11 pro 64bit
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox
メインメモリ	8GB 以上

(9) CMS で作成・公開するページは、https から始まる URL で公開できるものとする。また、SSL 使用による費用も含むものとする。なお、サーバー証明書の更新手続きは受注者が責任を持って行うこと。

(10) Web サーバーは、岐阜県情報セキュリティクラウド内のサーバーを経由した接続とする。それに係る必要な設定作業及び情報提供、試験を行うこと。

## 7. サーバーメンテナンス

- (1) セキュリティパッチ適用を定期的実施すること。
- (2) メンテナンスによりバージョンアップさせる場合は、受注者側で同程度の環境を用意し、テストや検証を行うこと。

## 8. サイトリニューアル

### 8-1 サイト分析等

- (1) 現行ホームページのコンテンツの現状調査を行い、カテゴリ分類、情報分類、掲載内容等のコンサルティングを実施し、移行コンテンツの精査分析を行うこと。
- (2) 類似・重複ページはページの統合化等スリム化を目指すこと。
- (3) ユーザーにとって使用しやすいよう、ラベリング・設計を行うこと。
- (4) 目的とするコンテンツに最大でも5クリック程度で到達できるようにページ構造を作成することとし、作成されるコンテンツは全てのページがグローバルナビゲーション配下に設置される仕組みを構築すること。

### 8-2 サイトデザイン制作

- (1) デザインは利便性の高い機能的なデザインとすること。スマートフォン、タブレット、パソコン等の多様化する閲覧者環境に対応し表示されるようにすること。
- (2) ヘッダー・フッターは本市と同一にするが、新着情報やメインビジュアルなどサブサイトとして運用管理できるページを本市と協議のうえ作成すること（テンプレート化）。

○現在のサブサイトは以下のとおり

- ・市長の部屋 <https://www.city.gujo.gifu.jp/admin/room.html>
- ・郡上市議会 <https://www.city.gujo.gifu.jp/admin/assembly.html>
- ・郡上市教育委員会 <https://www.city.gujo.gifu.jp/admin/education.html>
- ・郡上市消防本部 <https://www.city.gujo.gifu.jp/fire/>

- (3) 上記以外でも必要な場合は、本市と協議のうえ他のサブサイトを作成すること。
- (4) サイト作成の際、どの職員が作成しても統一したデザインとなるようテンプレートを作成すること。また、ページ作成の際にアクセシビリティのチェック機能など、アクセシビリティ規格に準拠したページが作成できる仕組みとすること。
- (5) ホームページ内の各種申請書を、カテゴリやキーワード、所属部署から探すことができる検索機能を構築すること。
- (6) トップページ等にバナー広告を掲載できるようにすること。
- (7) 緊急時用のトップページ切り替え機能があること。

### 8-3 関連システム機能

- (1) Google カスタム検索を導入し、本市ホームページ内のコンテンツを検索できるように設定すること。

- (2) アクセスログが簡単に解析できる機能を提供すること。Google アナリティクス等も可とするが、以下の要件は満たすこと。
- ①日別、月別等の確認、解析が行えること。
  - ②解析結果のデータは CSV ファイル等で容易に保存、出力できること。
- (3) 全てのコンテンツを英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語に自動翻訳する機能を導入すること。また、翻訳を行った際にページのレイアウトの崩れ、情報の欠落等がなきよう留意すること。
- (4) 全てのコンテンツで日本語音声読み上げができる機能を実装すること。読み上げについては、ヘッダー部の情報を読み飛ばし記事のタイトルから読上げを開始するなど、各ページの役割、利便性を考慮した上で適切な読み上げ範囲を設定すること。
- (5) 全てのコンテンツの漢字による記述に日本語のルビを振る機能を実装し、ボタン等で容易に変換可能な仕様とすること。また、ルビを振った際にページのレイアウトの崩れ、情報の欠落等がなきよう留意すること。
- (6) 全てのコンテンツで文字サイズを 200%まで拡大できる機能を実装し、ボタン等で容易に変換可能な仕様とすること。また、文字サイズの変更に伴うページのレイアウトの崩れ、情報の欠落等がなきよう留意すること。
- (7) 文字色及び背景色の変更ができる機能を実装すること。文字色及び背景色は「JIS X 8341-3:2016」のコントラスト比の基準（レベル AA 以上）に準拠した組み合わせとすること。

## 9. データ移行

- (1) 移行対象は「<https://www.city.gujo.gifu.jp/>」に公開されている記事と一部の非公開記事とし、総ページ数は 3,000 ページ程度を想定している。なお、非公開記事の移行については本市と協議のうえ決定すること。
- (2) コンテンツ移行記録を作成すること。
- (3) 移行中に本市が追加更新（新規公開、変更、非公開）するコンテンツも、受注者が移行すること。
- (4) データはそのまま移行するのではなく、新 JIS を考慮して移行すること。
- (5) 移行したデータは目視により全ページの内容を確認し、アクセシビリティ、ユーザビリティに問題がある場合は修正を行うこと。
- (6) 移行後は「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に沿って 30 ページ以上を対象に目視にて試験を行い、結果を報告すること。また、JIS 試験とは別に、移行対象の全ページに対して総務省より配布されたアクセシビリティ評価ツール（miChecker）を用いて検査を行い、その結果も報告すること。なお、「問題あり」以上のページは、ホームページ上に公開できるように必要な修正を行うこと。
- (7) リニューアル後のウェブサイトは「JIS X 8341-3:2016」に示す適合レベル「AA」を

達成することとするが、試験は WCAG2.2 の基準で実施し、追加された達成基準か、「JIS X 8341-3:2016」の達成基準かわかるようにすること。

## 10. 研修・マニュアル作成

### 10-1 研修の実施

(1) 管理者、作成者・承認者のそれぞれに向けて研修を行うこととする。なお、見込みについては以下のとおりとする。

対象	人数×回数	時間	内容
管理者	6人×1回	半日程度	CMS 全般
作成者・承認者	50人×2回	2時間程度	CMS 基本操作

(2) 研修用システム環境及び講師、研修用テキストは受注者が用意すること（会場及びプロジェクター等の機器は本市で用意する）。講師はシステムを熟知した者が担当すること。

### 10-2 マニュアル作成

管理者、作成者・承認者にそれぞれマニュアルを用意することとする。作成するマニュアルは以下のとおりとする。

#### ①CMS 操作マニュアル（管理者用）

管理者がシステムを運用するために必要な機能を網羅したマニュアルとして分かりやすく解説すること。

#### ②CMS 操作マニュアル（作成者・承認者用）

一般の作成者及び承認者向けのマニュアルとして、極力専門的な用語を使用せず分かりやすく解説すること。

#### ③ホームページ作成ルール

アクセシビリティの観点や運用上のルールをまとめたルールブックを本市と協議のうえ作成すること。

## 11. 運用保守

- (1) 構築したシステムを維持していくために必要なシステム保守を行うこと。
- (2) 保守内容・体制を取りまとめたものを作成すること。
- (3) 運用開始後は、本市からの問い合わせに対応できるようすること（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）。なお、原則として速やかに回答を行えるようにすること。
- (4) 運用開始後も発生し得る課題、要望に対し、必要に応じてシステムの修正、ページ作成支援等を行うこと。
- (5) 障害が発生した場合は速やかに対応し、連絡の窓口は一本化すること。
- (6) セキュリティの脆弱性が確認された場合は、速やかに本市へ報告し、同意を得た後に修正プログラムやセキュリティパッチの提供、バージョンアップや設定の変更を行

うこと。その際、運用に影響を与えないようにすること。

(7) システムに障害が発生した場合、迅速に検知するためにシステム監視を行うこと。  
なお、バックアップは完全バックアップとし、3世代以上を保持すること。

また、バックアップサーバーはWebサーバー、CMSサーバーとは別筐体にて保持すること。

(8) 障害が発生した際には、障害箇所の特定、障害範囲の調査等の状況調査を行うとともに、復旧に向けて迅速な対応を行うこと。

(9) 障害発生時に連絡が取れるよう、夜間・休日の緊急連絡先を提出すること。

(10) ログの管理を行い、本市の指示があればログの提出に対応すること。

(11) 保守管理の業務はリニューアル後に別契約を結ぶ予定とするが、リニューアル後から令和9年3月31日までは本契約に保守管理も含むこと。

## 12. 納品

(1) 本業務完了後、以下の納品物を提出すること。

- ①CMS 及び関連システム一式
- ②システム設計書
- ③コンテンツ移行記録
- ④各種マニュアル及びガイドライン
- ⑤打ち合わせ等議事録

(2) 納品場所

本市が指定する場所（郡上市役所市長公室秘書広報課を想定）

## 13. 業務の再委託と著作権

### 13-1 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託業者を本市に書面で提示し、了承を得ること。また、受注者は再委託先の行為について全責任を負うこと。

### 13-2 著作権

(1) 本業務により作成された成果物所有権・著作権及びその他の権利は本市に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（改変を含む）の著作権は従前からの著作権者に帰属するものとする。

(2) 受注者は本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

#### 14. その他

- (1) 本市が個人情報・秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者の責に帰すべき理由により本市又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議するものとする。